

積算疑義の対応について

五條市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託において、入札及び契約の透明性・公平性をより守るため、開札後に金額入り設計書の閲覧ができます。入札書の提出をした者（以下「入札参加者」という。）から市の積算について疑義の申立があった場合については、以下のとおり対応することとします。

1 設計違算の定義

「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛り等の適用により、金額入り設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいいます。

2 開札後の入札保留について

開札後に市の金額入り設計書の閲覧及び疑義申立の期間を設けるため、入札手続きを一時保留とします。

3 保留通知書を発行

保留通知書（メール又はファックス）に「最低制限価格」を明示しますので確認してください。

《一般競争入札の場合》

同時に落札候補者へ落札候補者決定通知書を発行します。事後審査書類を開札日の翌日午後4時までに契約検査課に提出して下さい。期限までに提出の無い場合は、無効となります。又、疑義により取り消しとなる場合があります。

《指名競争入札の場合》

疑義の申立期間終了後、申立がなければ落札者の決定手続きを進めます。

4 金額入り設計書の閲覧

入札参加者は開札後に、市の金額入り設計書を閲覧する事が出来ます。

（写真撮影不可・持ち出し不可・コピー不可）

なお、市の金額入り設計書は1部しかないため、順番でお願いします。

（1）閲覧期間

開札日（保留通知書発行日）の翌日から2日目の正午まで

1業者30分までとし他者の閲覧を妨げない限り再度受付可

（2）閲覧場所

契約検査課

（3）閲覧出来る方

当該入札においての入札参加者（辞退者、入札書が不着であった者を除く）

（４）持参していただく物

ア 保留通知書

イ 閲覧申請書（様式１）

５ 疑義の申立

入札参加者は、市の金額入り設計書を確認後、自社の積算内訳書と比較し、疑義のある場合には市に入札疑義の申立をすることができます。

（１）疑義申立の対象

入札書を提出し、金額入り設計書を確認した者に限ります。

市の金額入り設計書を確認しなければ判明しない事項を対象とします。

したがって、入札前に公表された設計図書等により確認できるもの等、質問受付期間において対応すべき事項については申立の対象としません。

（２）疑義申立期間

開札日（保留通知書発行時点）の翌日から２日目の午後４時までとします。それ以降の申立は、受付できません。

（３）市に提出する書類

ア 疑義申立書（様式２）

イ 自社の積算内訳書（表紙に社名、代表名を明示してください。入札時に添付した入札価格内訳書ではありませんのでご注意ください。）

６ 疑義申立がない場合

疑義申立期間内に疑義の申立がない場合は入札手続きを続行することとし、疑義申立期間の終了後速やかに、開札結果のとおり落札者を決定します。この場合、落札者決定通知書を入札参加者全員に発行します。

７ 疑義申立書が提出された場合

（１）疑義申立期間の終了後に「疑義申立内容調査のため保留とする」旨の保留通知書を入札者全員に発行します。

※この保留通知書の発行日から次に当該案件に対する「落札者決定通知書」又は「入札無効による不調通知書」を発行（メール又はファックス）するまでの間を「疑義申立内容調査期間」とします。

（２）市は、疑義申立者に対して、疑義申立期間が終了した翌々日の午前１０時までに、「積算内訳確認結果について（回答）（様式３）」及び「積算内訳確認結果の回答に対する確認書（様式４）」をメール又はファックスで送信します。

（３）疑義申立者は、速やかに内容を確認し、回答内容を了承する場合は、市が回答書等

を送信した日の正午までに「積算内訳確認結果の回答に対する確認書」に了承の旨を記入し、メール又はファックスで契約検査課に送信してください。なお、指定時間までに「積算内訳確認結果の回答に対する確認書」が契約検査課に届かない場合は、疑義申立者が回答内容を了承したものとみなします。

(4) 疑義申立者が市の回答内容を了承できない場合、市が回答書等を送信した日の正午までに契約検査課に電話連絡のうえ、当日午後3時以降の指定した時間に契約検査課にお越しください。その際に回答内容について工事担当課からご説明しますので、社名、代表名を明示した「積算内訳確認結果の回答に対する確認書」をお持ちください。

(5) 全ての疑義申立者について、回答内容が了承されたことが確認できた後、次のとおり、決定します。

① 積算誤りがなかった場合

疑義申立があつたが、調査の結果、市の積算に誤りがなかった場合は入札手続きを続行し、当初の開札結果により落札者を決定します。

② 積算誤りがあつた場合

疑義の申立があり、調査の結果、市の積算に誤りがあつた場合は、次のとおり入札の有効・無効を決定することとします。

ア 市の積算に誤りがあつたが、落札候補者に変更が生じない場合

入札は有効とします。入札手続きを続行し、当初の開札結果により落札者を決定します。この場合、契約は落札金額で締結することとし、後日、積算誤りを修正した設計金額に落札率を乗じた額で変更契約を締結します。

落札候補者には、積算誤りを修正して積算し直した額と変更後の契約金額を速やかに連絡します。この時、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とし、後日再度公告入札を行います。

イ 市の積算に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる場合

入札を無効とし、中止します。後日再度公告入札を行います。

(6) 「(様式3-1) 申立内容と調査結果」については、疑義申立者に対して回答した書面を五條市ホームページで公表します。(宛名は非公表とします。)

8 再度公告について

市の積算に誤りがあり、開札後に無効として取りやめた入札は、再度積算を行い、改めて公告入札を行います。

この再度公告入札は、原則として「入札書を提出した者(辞退者、入札書不着者を除く)」を参加要件とする条件付一般競争入札または指名競争入札とします。

なお、通常の入札期間より期間を短縮することがあります。

9 その他

- (1) 説明文中の期日及び期間は、五條市の休日を定める条例で設定している日を除きます。時間指定のないものは午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く）とします。ただし、公告文や発注概要書に指定する日がある場合は、その日を優先しますので必ず確認してください。
- (2) 市の積算内訳書の閲覧及び疑義の申立にあたり、契約検査課及び担当課では迅速な対応に努めますので、事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

五條市市長公室契約検査課

TEL:0747-22-4001

FAX:0747-25-0629

Mail:keiyakukensa@city.gojo.lg.jp

URL:<http://www.city.gojo.lg.jp>